

### 第三節 スポーツ振興と障害者スポーツの基盤形成

#### 一 スポーツ振興法制定を契機としたスポーツ推進施策の展開

スポーツ 明治期以降、兵庫県内には、学校、民間クラブにおけるスポーツの、多様な、そして時に先駆賞の創設 的な経験が蓄積されてきた。また、甲子園球場、六甲山スキー場、阪神競馬場など、競技スポー

ツ、レジャースポーツ、公営競技愛好者に深い経験をもたらしてきた施設も多く存在していた。これらの遺産を底流としながら、高度成長期の課題に対応した県による推進施策の展開と、スポーツを愛好する県民の実践が積み重ねられ、兵庫県独自の、今日に至る豊かなスポーツ文化の基盤が形成されていった。

昭和三十六（一九六二）年、国は、三十九年のオリンピック東京大会の開催を主たる契機として、スポーツ振興法を制定した。同法により、国は、スポーツの振興のための措置、国の補助などを網羅的に定め、スポーツ施設について人口規模別に整備すべき水準を設定した。また、スポーツへの参加を促進するためのスポーツ教室の開催や指導者の養成、確保などの施策の推進に努めた。兵庫県は、「東京オリンピック開催を記念して」との知事の金井元彦の県議会提案説明とともに、同法第一五条（国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めねばならない）の規定を、まず昭和三十九年に兵庫県スポーツ賞を、そして翌四十年に兵庫県スポーツ優秀選手賞を創設することで適用実施し、県内のスポーツに功労のあった県民、団体を顕彰するための制度を確立した。スポーツ振興法の規定の適用実施



写真 154 昭和 50 年度スポーツ  
優秀選手賞の表彰式

は地方公共団体の裁量に任されていたが、兵庫県はスポーツ賞の早期創設を通して、スポーツ振興への意欲的な姿勢を示した。オリンピック東京大会の県内遺産の一つとも言える本顕彰制度は現在まで継続されている。

**スポーツ指  
導者の養成** 国は、スポーツ指導者の養成について、スポーツ振興法第

一一条において「国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究会等の開催とその他の必要な措置を講ずるよう努めねばならない」と規定し、施策の方向性を示した。兵庫県においても、兵庫県スポーツ振興審議会（昭和三十七年設置）

によるスポーツ振興の具体策についての答申（三十九年）において、指導者の充実強化の必要性が指摘されていた。このような背景の中で、昭和四十年代半ば以降、県内のスポーツ指導者養成のための具体的な施策が展開されていった。

昭和四十年、兵庫県レクリエーション協会の公認指導者認定制度が創設され、併せて第一回レクリエーション指導者養成講習会が開催された。その後、昭和四十六年には第一回スポーツ指導員養成講習会、四十九年には婦人スポーツリーダー養成講習会、五十年には職場スポーツ指導者講習会、五十三年にはスポーツ草の根運動指導者講習会、五十四年にはスポーツの生活化指導者講習会が開催された。こうして兵庫県は、高度成長期以降の多様なスポーツ需要に対応した指導者の養成制度の基盤整備を進めていった。

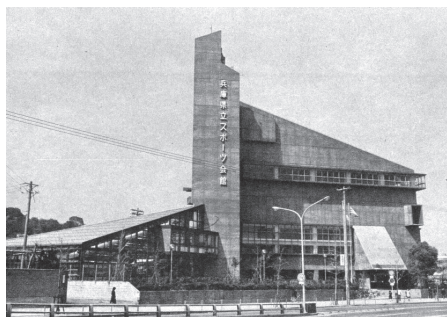


写真 155 県立スポーツ会館

スポーツ 既に昭和四十年二月には、県議会において、「海や川や池から多くの県民が締め出されていく施設の展開 最大の原因は、何といても経済の高度成長のために生じた一つのひずみ」であるとの観点から、プール設置の必要性が主張されていた。高度成長期に認識されたこうしたひずみは、兵庫県知事の金井元彦が掲げた「たくましいからだ豊かな心」施策の一環としての、県内スポーツ施設の整備の推進により是正されていった。この方針は、県政三本柱の一つとして「心豊かな人づくり」を示し、スポーツの振興を基本施策の一つに位置づけた兵庫県知事の坂井時忠の就任以降も継承され、併せて既存スポーツ施設の活用も図られていく。

県は、昭和四十七年五月、神戸市長田区に兵庫県立スポーツ会館を開設した。会館は、体育・スポーツの指導者の養成、調査研究を行い、コミュニティスポーツセンターの機能を果たすことを主たる目的とした。

開設以降、いつでも、だれでも利用可能な施設となることを意図し、多種目からなるスポーツ教室、トレーニング教室、体力テスト、スポーツに関する医事相談などの多くの事業を展開した。初年度の施設利用者数は延べ約二万人にも及んだが、施設利用者はその後も更に増加し、昭和四十九年度には延べ二〇万人を数え、五十三年度には延べ二五万人を超えた。「する」スポーツの推進施設として、多くの近隣住民の利用者を集めた本会館は、コミュニティスポーツの新しいあり方を示したのとして注目を集めた。また本会館

は、県教育委員会から委託を受け、昭和五十一年に『兵庫県の体育・スポーツ文献目録』を刊行し、兵庫県教育委員会『兵庫県体育・スポーツの歩み 明治・大正・昭和（前期）写真集』の基礎文献となった。

昭和四十九年十月より、県は法人県民税の超過課税を実施し、これを財源として、県民のC（文化）、S（スポーツ）、R（レクリエーション）活動を支援するため、CSR施設を整備し始めた。スポーツ施設を有するCSR施設の先駆けとなったのは、昭和五十三年に開設され、体育館、二五メートル屋内プールを備えた淡路勤労センター（現洲本市民交流センター）であった。以降、県は法人県民税の超過課税を延長し、昭和五十年代半ばから六十年代にかけてCSR施設の新設を継続した。

既存施設を利用した施策として、昭和四十六年、県は、日頃スポーツやレクリエーション活動の機会と場所に恵まれない多くの県民のために、県立高等学校の体育施設を開放して「県民スポーツ広場」を開設した。その利用者は、昭和四十九年度には四〇校で団体数延べ五六五〇、参加者数延べ二〇万三〇〇〇人に上った。昭和五十四年度には「県民すこやか広場」となり、五十五年度には「県民ナイター広場」として夜間に体育館が開放され、県民のスポーツ参加の機会と場が増加した。

## 二 県民の健康づくり・体力づくりへの関心の高まり

六甲山  
日本におけるマラソンの大会開催の歴史は、明治四十二（一九〇九）年、神戸湊川埋立地から新マラソン  
淀川西成大橋間までの三一・七キロコースで、日本最初の「マラソン大競争」が大阪毎日新聞



写真 156 第 15 回六甲山マラソン

社により開催されたことに始まる。また、六甲山は、明治以降、神戸外国人居留地に住む外国人達を中心に開拓され、ゴルフやハイキング、長距離ロードレースなどのスポーツ文化が根づいていた。

こうした歴史的背景を持つ本県において、六甲山を活用したマラソン大会が企画されたのは、昭和四十年であった。兵庫県教育委員会と兵庫県陸上協会の共催により第一回大会が開催され、三〇キロメートル、一般一〇キロメートル、高校一〇キロメートルの三種目に、全国から一五五人が参加した。翌年の第二回大会では、高地マラソンの影響を調べるために、レー

ス直後に完走した選手が心電図、血圧、脈拍、尿などの検査を受け、この結果をメキシコオリンピックに活用するなどの取組が行われた。第三回大会は、県政百年記念行事として行われ、前年に福岡国際マラソンで優勝したマイク・ライアン選手（ニュージーランド）の参加が話題となった。また、第六回大会では、スポーツ競技中の事故で治療費などの負担問題が持ち上がるケースが増えている社会状況から、主催者である六甲山マラソン大会実行委員会が、参加者全員に傷害保険をかけている。このように六甲山マラソンは、競技的な側面を持つマラソン大会であったが、昭和五十四年の第一五回大会で区切りをつけた。

**スポーツ** 本県の総人口は、昭和四十二年から八年間に約一二％増加し、四十九年末には四九五万人と教室の開催 なった。このうち市部の人口は四一五万人で全体の八四％を占め、人口の都市集中化が進行

した。また、急激な社会の変化と経済の発展により人々のニーズが多様化し、スポーツや健康への関心が高



写真 157 ちびっ子プール

まりをみせるとともに、新たな行政需要をもたらすことになった。

昭和四十五年八月、自治省は、高度経済成長に伴い地域的な連帯意識に支えられた共同の近隣生活を営む基盤が失われる傾向が強くなったことへの対策として、コミュニティ構想を発表し、翌四十六年四月に、住民が気軽に文化、体育、レクリエーションその他のコミュニティ活動を楽しむことができる施設づくりなどを盛り込んだコミュニティ対策要綱を制定した。県は、昭和四十六年度、県内の海や川で水泳ができること

ろが減少したことに加え、市部には十分な遊び場がないことから、子供たちが泳げる能力をつけるとともに、グループづくりや親と子が楽しむ場所と機会をつくるため、県内各地の団地約三〇カ所に「ちびっ子プール」を建設した。また、野外活動を通じて健全な青少年を育成するため、昭和四十三年、村岡町（現香美町）に県立兎う和野わ高原野外教育センターを設置し、続いて、四十六年、今田町こんだ（現丹波篠山市）に、農村生活などの体験学習ができる野外活動施設である田園学校を開設した。県立スポーツ会館においても、県民一般に開放されたモデル・コミュニティセンターとして機能するよう、スポーツ教室等の取組が進められた。

県教育委員会では、スポーツ・レクリエーション活動を県民の日常生活に定着させるために、昭和三十七年より、①歩こう運動、②五つの体操、③家庭バレーボール、④民踊・フォークダンス、⑤戸外における趣味・研究活動・レクリエーション活動を「五R運動」と名付けて奨励してきた。昭和四十三年度には、地域住民の体力づくり運動実践の意欲を高め健康思想を啓発するための新たな事業として「巡回スポーツ教室」



写真 158 垂水区団地スポーツ協会バレー部

が始められた。この年には、陸上競技、水泳、バドミントン、卓球、親子体操、なぎなたなどのスポーツ教室が三三市町で行われ、延べ五八〇〇人が参加した。昭和四十六年度には、全ての県民が、四季を通じて好みに合ったスポーツに参加するように「四七〇万人のスポーツ参加」が進められた。水泳、バレーボールなどの種目を、男女別、世代別、季節別などに組み合わせた「スポーツ教室」が開設され、昭和四十七年度からは「四九〇万人のスポーツ教室」として展開された。あわせて、県民体育大会の開催、体力づくりの推進、スポーツグループの育成などのスポーツ振興施策が進められた。

こうした行政による様々な取組が行われる一方で、県民による自主・自立的なスポーツクラブの活動が芽生え始めた。ニュータウンや団地では、移り住んできた人々の間でスポーツによる交流が見られるようになっていった。神戸市垂水区の団地では、当時スポーツ指導書にもあまり見当たらなかった一般の人達を対象とした「生涯スポーツ」の実践として、皆で知恵や情報を出し合い、「場」探しと「機会」づくりに自分たちで取り組もうと自然発生的に活動がスタートし、昭和四十四年に垂水区団地スポーツ協会（以下、団スポ）を誕生させた。場の確保に苦労はあったが、県が無償で団地内の遊休地を貸したり、神戸市が団地内の公園に団スポのための集会場を建設するなど、県市の積極的な支援もあり、自立的なスポーツ活動が進展した。団スポは、誰でも気軽に参加できる組織として、昭和五十三年度には一六のクラブに約二〇〇〇人が所属した。この団スポの活動は、「団地で独自のコミュニティ・スポーツの組織づくりに成功した」

として、昭和五十二年年度の朝日体育賞を卓球・レスリングなどの世界大会優勝者と並び受賞するなど高く評価された。兵庫県内における自主・自立的なスポーツ活動の先駆けであり、団スポには新しいスポーツクラブのあり方の萌芽がみられた。

#### 県民の健康づく り・体力づくり

昭和四十年代には、県民の健康に対する関心が年々高まりをみせた。昭和四十五年、第一回オリエンテリングの集いが開催され、地図と磁石を使って山野を歩き回るオリエンテリングは、健康と体力の向上を狙う新しいスポーツとして普及推進が図られた。昭和四十六年度には県内一の公認コースが設定され、四十七年度には五万人が参加するなど急速に広がっていった。

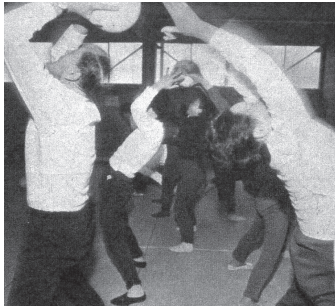


写真 159 体力づくり  
「健康のカギ」運動

昭和四十九年度には、県教育委員会により、「だれでも、いつでも、手がるに」を体力づくりのキャッチフレーズに「健康のカギ」運動が展開された。この運動は、自分の健康は自分で守ることを狙いとし、三十五歳以上の成人を対象に、一日三〇分以上の汗ばむ程度の運動を継続的に行い、体力づくりの生活化を図ろうとするものであった。そのために記録カードを作成し、一八〇日コースと三六〇日コースを設定し、完了した者には「健康のカギ」の証として、男性にはタイピン、女性にはブローチが交付された。この「健康のカギ」運動は昭和五十五年まで継続され、約一五万人の県民が参加した。

昭和五十年代には、運動不足が健康を損なう要因として取り上げられるようになり、一汗運動としてトリム運動が全国的に広がりをみせた。トリム運動とは、個人の技能などを競う競技スポーツではなく、心と体のバラ



ンスのとれた健康体へと導くことを目的とした体操である。兵庫県では、兵庫県体育協会、兵庫県医師会、兵庫県連合婦人会、神戸市婦人団体協議会、神戸商工会議所、神戸市青年会議所、神戸新聞社、デイリースポーツ社、サンテレビジョン、神戸新聞コミュニティ情報センターを提唱団体として、県、県教育委員会、神戸市、神戸市教育委員会が協力団体として「トリム兵庫健民運動」がスタートし、昭和五十一年一月には「トリム兵庫健民大会」が開かれた。「健康な地域社会の創造」を目標とし、トリム窓口を作り県民への情報提供などの活動が始められた。

物・経済中心の考え方から、精神的充実やゆとりを求める方向への変化は、健康づくり・体力づくりの意識の醸成へと向かうことになったのである。

### 三 リハビリテーションから社会体育としてのスポーツへ

障害者のスポーツについては、まず日本に導入された流れを振り返っておきたい。昭和八年、兵庫県で第一回京阪神聾啞陸上大会が開催されるなど、ろうあ者によるスポーツ大会は昭和初期から各競技種目の大会が個々に開催されていた。しかし、その他の身体に障害を持つ人とスポーツの関係は、昭和三十年代中頃までほとんどみられなかった。

昭和三十六年に、ローマで開催された脊髄損傷者のためのスポーツ大会である国際ストック・マンデビル大会（パラリンピックの元となる）が一つのきっかけとなった。ここでオリンピック開催年に実施する大会は、オリンピック開催国でオリンピック終了後に実施する意向が示された。同年、日本では『身体障害者スポーツ』

という冊子が出され関心が高まりつつあった。こうした中、東京オリンピックを控えて、身体障害者スポーツ振興会が設立された。また、昭和三十九年、東京オリンピックに続き、第一部として国際ストーク・マンデビル大会（車イス競技のみ）が、第二部として一般身体障害者が参加する身体障害者スポーツ大会が国内特別大会として行われた。こうした流れは、昭和四十年の日本身体障害者スポーツ協会の設立につながり、同年、国民体育大会（国体）開催地である岐阜県にて第一回全国身体障害者スポーツ大会が開催され、以降毎年、国体開催地で行われることになった。

ろうあ者のスポーツ大会は、戦後は全国聾啞連盟体育部を中心に各競技種目の大会が個々に開催されていたが、昭和四十二年には各競技種目を同時に行う第一回全国聾啞者体育大会が開催され、以後、毎年開催されるようになった。

また、昭和五十年には極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会（フェスピック競技大会）が始まり、大分県で第一回大会が開催された。この大会では、盲、聾を含む身体障害者の競技が行われたが、福祉先進国と遅れた国の対比が際立った大会であり、福祉先進国では、身体障害者とスポーツの関わりが「治療のためではなく、社交としてのスポーツが利用されている段階」であるという認識がもたらされた。この大会には兵庫県からも参加し、アーチェリーとスラローム（車椅子を操り指定コースを走る競技）で金メダルを獲得している。

兵庫県では、昭和四十三年、県政百年を記念して玉津福祉センター内に兵庫県立玉津福祉センター・リハビリテーションセンターの建設が始まり、四十四年十月に一部業務開始、四十五年十月に完成し、肢体不自由者を対象に社会復帰のために障害者スポーツが導入された。これは、全国でも先駆的な取組であり、管理・



写真 160 第1回のじぎく杯争奪車いすバスケットボール大会

心者スポーツ教室が始められたが、その参加者を定期的の利用クラブ員として定着させるために、アーチェリー、卓球、バドミントンなどで「月例会」を開催し、障害者スポーツの振興に取り組んだ。

昭和五十三年三月、財団法人兵庫県障害者スポーツ協会が設立され（平成二十四年四月一日に公益財団法人に移行）、障害者自らが積極的なスポーツ活動を通じて、健康を維持増進し、明るく強固な自立の精神を養うことを支援し、障害者の社会参加の促進と福祉の増進に寄与することを目的として活動している。

#### 四 公営競技運営体制の再編

この時期の兵庫県内には、阪神競馬場、園田競馬場、姫路競馬場、西宮競輪場、甲子園競輪場、尼崎オートレース場の六施設が、公営競技の競技場として存在していた。さらに過去をたどれば、競輪場、競馬場でオートレースが開催されていた時期もあったように、兵庫県は公営競技との関わりが深い県であった。この

運営は試行錯誤の連続であった。リハビリのための「リハビリ体育」と障害者の社会参加のための「社会体育」の業務展開が、施設から地域へ連動されるシステムとして取り組まれた。そして、「社会体育」業務の障害者優先スポーツ施設として、昭和五十年に障害者スポーツ交流館が開設され、体育館竣工記念として第一回のじぎく杯争奪車いすバスケットボール大会が行われた。その後「のじぎく杯」は、アーチェリー、卓球など競技数を増やした。また、開館と同時に初

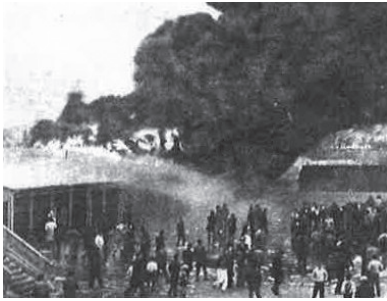


写真 161 園田競馬場での騒擾事件  
(朝日新聞社提供)

時期の好調な売得金は地方公共団体の貴重な財源となり、地域社会に還元された。しかしながら、八百長や騒擾事件が相次いだことなどから、神戸市は昭和三十五年に市営競輪を廃止し、県も同年度をもって県営競輪を廃止した。公営競技場は、各競技のファンにとってはレジャー施設であったが、反対住民にとっては迷惑施設であった。公営競技を継続しようとする主催者は、八百長などの問題への対応を迫られた。

昭和二十三年の競馬法の施行に伴い、日本中央競馬会が行う中央競馬と、都道府県又は指定市区町村が行う地方競馬が実施されることとなった。県は、昭和五年に設立された園田競馬場を兵庫県馬匹組合ばひつから引き継ぎ、二十三年から園田競馬を開催した。また同年には、同様に県に引き継がれた淡路の市村競馬場で開催したが、翌昭和二十四年より、姫路市に新設された姫路競馬場において継続開催した。以降、高度経済成長と全国的競馬ブームの到来によって入場人員、売得金額ともに顕著な増加が見られる中、昭和四十六年、園

田競馬場で八百長が発覚し、同競馬場は開催中止に追い込まれた。さらに、昭和四十九年一月には、現在も更新されていない、園田競馬場における入場人員の一開催レコード（一八万二一〇八人、四十九年一月四日から九日）、一日レコード（五万三五八三人、四十九年一月四日）となるほどのファンを集めていた中、同月三〇日、同競馬場において、レースが不成立になったことを端緒として払戻所に火が放たれ、売得金が奪われるという騒擾事件が発生した。こうした事件を踏まえ、県は、これまでの条例を全面改正し、兵庫県地方競馬実施条例（全七条三附則）と同実施条例施行規則（全一〇二条三附則）を昭

和五十二年に新たに公布し、地方競馬の施行管理体制の改善強化を図った。翌昭和五十三年には、競争の公平を期するため、馬に対する禁止薬物に関する規定を新たに追加した。また五十四年には、自治省による「競技の施行体制の確立、および収益の均てん化のため、競馬場または都道府県ごとに一部事務組合を設けて施行することが望ましい」との指導を受け、それまで兵庫県、尼崎市、姫路市など各自治体が個別に実施していた競馬を一組合により開催することとし、五十五年に兵庫県競馬組合を設立した。県は、県営競輪を廃止していたが、地方競馬については運営体制の再編を通して競争の不正問題に対応し、存続させた。

#### 第四節 地方自治体による積極的な国際交流のはじまり

##### 一 国際交流の進化と拡大

自治体間国際交流の体制整備 一九五〇年代後半から、地方自治体と世界各国の都市、州・県との姉妹提携の動きが少しずつ広がり始めた。きっかけの一つになったのは、米国政府が昭和三十一年（一九五六）年

から本格的に開始した“People-to-People Programs”であったと言われる。当時のアイゼンハワー政権は、相互理解の推進が平和の基礎となり、世界の人々に米国のよいイメージを与えることが共産主義陣営に対抗する手段になるとの観点から、市民の草の根の交流を促進することが必要だと考えた。人的交流や文化交流、出版、映画などに加えて、このプログラムの事業の一つに位置づけられたのが姉妹都市提携であった。以後、